

総社市教育委員会

令和8年度 会計年度任用職員を募集します

令和8年1月7日
総社市教育委員会

I 受験資格及び採用予定人員等

受験資格	職種・職務内容	採用予定人員
<p>図書館における社会教育業務に熱意のある人。</p> <p>なお、成年被後見人若しくは被保佐人又は禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者は受験できません。</p>	<p>職種：事務補助（図書館）</p> <p>仕事内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコンによる図書の貸出・返却 ・書架整理 ・自動車文庫による図書の貸出・返却 ・本の装備 ・電話対応 ・公用車による公民館図書室の巡回 ・その他事務補助等 	4名

2 採用までの流れ

申込書の提出

「総社市教育委員会会計年度任用職員採用申込書」に必要事項を記入のうえ、提出してください。

提出期限：令和8年2月2日（月）17:00まで

提出先：総社市文化スポーツ部生涯学習課

※ 提出後に取消・変更を希望する場合は、生涯学習課までご連絡ください。

※ 提出された申込書は、一切返却できませんが、個人情報は適正に取り扱い、職員採用等の人事労務に関する目的以外の目的では利用しません。

面接

日 程：令和8年2月9日（月）午後

場 所：総社市役所内

※ 上記の日程で15～20分程度の予定です。

※ 時間、場所等の詳細は、後日ご連絡します。

※ 希望する日、時間帯がある場合は、申込書の提出時に申し出てください。

選考

①申込書の記入内容、②従前の勤務状況等、③面接により選考します。

⇒後日、合否の結果を連絡します。

採用

選考に合格した場合、採用内定となります。

※ 必要な資格等が取得できない場合や健康上の支障又はその他の事由により、採用について適格でないと総社市教育委員会が認めた場合は、採用されないことがあります。

※ 任期初日の辞令発令をもって、会計年度任用職員として任用されますので、ご了承ください。

3 勤務条件等

- (1) 任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項第1号（パートタイム会計年度任用職員）
- (2) 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年以内
※ 業務量等に応じて定めます。原則、4月1日から9月30日まで任用し、勤務実績を考慮した上で10月1日から翌年3月31日まで任期を更新予定です。また、任期満了後、同一の職務内容の職が翌年度も設置される場合、勤務実績等に基づく客観的な能力の実証を経て、再度の任用を2回まで行うことがあります。（最長3年）
※ 更新、再度の任用は、同一の所属部署とは限りません。
- (3) 報酬 月額 162,414円～166,140円
※ 会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数を勘案し加算することや給与改定等の状況により、報酬額が増減することがあります。また、通勤手当相当額（上限あり）、期末手当（一定の要件を満たす場合）が支給されます。
- (4) 勤務日数 毎月おおむね18日、調整により指定
- (5) 労働時間 シフト制（1）9時30分から18時
（2）8時30分から17時
- (6) 勤務場所 図書館（総社市中央三丁目10-113）
- (7) 休日 休館日及び週休日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）等
- (8) 社会保険等 共済（健康保険、介護保険等）、厚生年金保険、雇用保険、
公務上の災害又は通勤による災害の保障制度（又は労災保険）
※ それぞれ加入要件を満たす場合。
- (9) 試用期間 採用から1か月間（1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります。
- (10) 服務 地方公務員法の服務に関する各規程が適用されます。パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等制限の対象外ですが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されます。例示のように、兼業のため勤務時間をさくことにより職務の遂行に支障が生ずるおそれがある場合や兼業により職務の公正な執行の確保及び公務の信用の確保ができなくなるおそれがある場合等は認められません。兼業を希望する場合は、事前にご相談ください。
例1) 兼業先と通算した勤務時間が常勤職員の勤務時間を超えるとき。
例2) 兼業先と総社市との間に利害関係（免許、許認可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入等の契約行為、不利益処分や行政指導等の対象等）があるとき。

【注意事項】地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は申込できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
- ・総社市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 など

